

第 8 次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	児童手当支給事務
-----	----------

会計区分	一般会計	実施主体	市
根拠法令等	児童手当法、児童手当法施行令、児童手当法施行規則、鳥取市児童手当事務取扱規則		
ソフト・ハードの区分	ハード	ソフト	実施(補助)期間 自 継続 ~ 至

担当部	健康子育て参事監	担当課	児童家庭課
担当係	育成係	内線	4256 課 40010
関係課	市民課、市民税課		

総合計画			
基本計画	章	名 第2章 自然と社会が調和した環境づくりと安心でいきいきとした暮らしづくり	
	節	名 第2節 安心でいきいきとした暮らしづくり	
	細節	名 第4 子育て環境の充実	
	施策	名 総合的な子育て環境づくりの推進	該当ページ
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン			
事業区分	新規	継続	施策 22-04-01

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	備考	注意事項	
	事業内容	事業内容	事業内容	事業内容			
児童を養育している者に児童手当を支給することで、家庭の生活の安定を図り、児童の健全育成に資する。	・児童手当支給事務 ・小学校6年生まで支給 ・乳幼児加算	・児童手当支給事務 ・小学校6年生まで支給	・児童手当支給事務 ・小学校6年生まで支給	・児童手当支給事務 ・小学校6年生まで支給		<p>(注1) 事業内容は、緊急性、地域の実情、効果、熟度、有利財源の確保の観点により、毎年ローリング(見直し)する中で変更していくことがあります。</p> <p>(注2) 事業費(財源内訳)は、社会経済情勢の推移や行財政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。</p>	
事業の概要	小学校第3学年修了前の児童を養育している者に児童手当を支給						
事業の対象者(交付先)	小学校第3学年修了前の児童を養育している者(所得制限あり)						
事業費(百万円)	H19決算額	H20予算額	H21予算要求 予定額	H22予算要求 予定額	H20~H22合計		
百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	1,491	1,491	1,674	1,674	4,839		
財源内訳 (イット)	一般財源	396	396	396	396		1,188
	国庫支出金	704	704	887	887		2,478
	県支出金	391	391	391	391		1,173
	起債(その他)						
目標値	活動の指標 (アウト)	支給延児童数218,557人	支給延児童数218,577人	支給延児童数218,599人	支給延児童数218,600人		#REF!
	効果 (アウト)	対象児童の約85%をカバー	扶助額1,432,000千円	扶助額1,462,080千円	扶助額1,466,825千円	扶助額1,468,080千円	#REF!
特記事項	人件費1,751千円含	【事業区分欄】 1: 終了事業 2: 継続事業 3: 見直し事業				#REF!	